

木造住宅建築の墜転落災害を防止しよう

Chapter.4

建方時の安全管理のポイント(建方当日)

- ①作業前ミーティングでの安全確認
- ②墜転落防止措置の確認事項
- ③危険予知活動、声かけ等

講師 小松泰彦(建災防セーフティエキスパート)

一般社団法人 日本木造住宅産業協会

朝のミーティング等

5-11 建方時の安全管理

木造建築工事の重篤災害は建方時に発生することが多い。とくに建方時の壁転落は死亡災害にもなりかねない。元請工事監督や工事店の現場責任者は、作業前ミーティングでの安全確認と、高所作業に入る前の墜落防止措置を怠らないように細心の注意を払おう。

① 作業前のミーティングでの安全確認

① 作業者の健康状態のチェック

作業者の異常を察知したら、休ませる、または作業から外す等の適切な指示を与える。(体調不良、寝不足、顔色が悪い、発熱、ケガ、持病等)

健康観察5項目

1. 姿勢はシャンとしているか？
2. 動作はキビキビしているか？
3. 表情はイキイキしているか？
4. 目はキリッと澄んでいるか？
5. 会話はハキハキしているか？



マニュアル106ページ

②有資格者の資格証を確認

●木造建築の建て方作業

- ・木造建築物の組立て等作業主任者(則517の12)

●足場の組立て等作業

- ・足場の組立て等作業主任者(則565)
- ・足場の組立て等作業特別教育(則36-39)

●玉掛け作業

- ・吊り上げ荷重1トン未満 → 特別教育(則36-19)
- ・吊り上げ荷重1トン以上 → 技能講習(則20-16)

※吊り上げ荷重とは吊り荷の重さではなく、当該クレーンが吊り上げられる最大荷重のことである。

※玉掛け作業の資格は「玉外し者」にも必要である。

●移動式クレーンの運転

- ・吊り上げ荷重1トン未満 → 特別教育(ク則67)
- ・吊り上げ荷重1トン以上5トン未満 → 技能講習(ク則68)
- ・吊り上げ荷重5トン以上 → 免許(ク則68)



③クレーン・玉掛けの合図の確認

- ・合図者を指名し、合図を行わなければならない。(ク則71)
- ・合図者はクレーン運転者と荷受け者を見通すことのできる位置に配置する。

④使用機械・工具の確認

- ・移動式クレーンの機能、安全装置に不具合はないか？
- ・玉掛け用具(フック、ベルトスリング、補助具)に不具合はないか？
- ・脚立、道板、墜落防止ネット等に不具合はないか？
- ・電動工具(ドリル、釘打ち機、丸のこ等)、手工具(かけや、梁落とし具、金づち等)に不具合はないか？



マニュアル107ページ

⑤ 保護具・服装の点検

保護帽、安全带、安全靴、服装等を点検する。

⑥ その日の気象条件に合わせた指導

悪天候(105ページ参照)のため作業の実施について危険が予想されるときは建方作業を中止する。(則517の11)



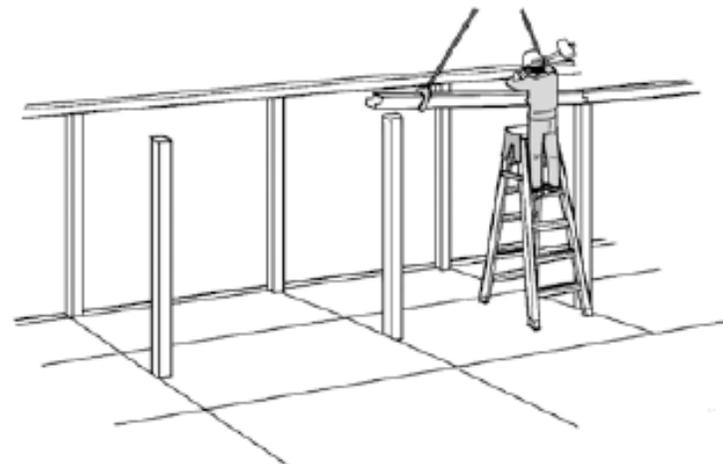
⑦ 第三者への安全対策

- ・ガードマンを必要箇所に配置する。
- ・重機の作業半径内はカラーコーンやバーを使い立入禁止とし、ガードマンが通行人を安全に誘導する。

② 墜転落防止措置の確認

① 2階の梁組立て作業は脚立や足場から

- ・2階の梁組立て作業を行う際は、建物内部は脚立を使い下から作業する。脚立は安定した場所に設置し、天板に乗ったり、無理に身を乗り出して作業しない。
- ・外周部は足場から、手すりに安全帯のフックを掛けて作業する。



② 2階床張り作業前に墜落防止ネットや親綱を設置する

- ・2階の作業に入る前に、墜落防止用ネットを設置する。外周部は足場から、手すりに安全帯のフックを掛けて作業する。
- ・ネットを設置できない場合は親綱を張り、安全帯を使用する等、2階床作業前に必ず墜落防止措置を取る。親綱は1人で1本を使用する。



② 2階床張り作業前に墜落防止ネットや親綱を設置する

- ・2階の作業に入る前に、墜落防止用ネットを設置する。外周部は足場から、手すりに安全帯のフックを掛けて作業する。
- ・ネットを設置できない場合は親綱を張り、安全帯を使用する等、2階床作業前に必ず墜落防止措置を取る。親綱は1人で1本を使用する。



③ 小屋組み作業前にネットや道板を設置する

- ・小屋梁下に墜落防止ネットを設置する。
- ・小屋梁上に道板を掛け渡し両端を固定して作業する。
- ・ネットを設置できない場合は、親綱を張り、安全帯を使用して作業する。



④ 大屋根作業の前に足場を全面立ち上げる

- ・屋根からの墜落防止のため、足場の建地を軒先より1m以上突き出し、手すり・中さんを設置する。
- ・下屋がある場合は下屋の野地施工を先行して、大屋根工事前に下屋足場を立上げる。
- ・工程の都合でやむを得ず大屋根を下屋より先行して施工する場合は、親綱や安全帯を使用する等の墜転落防止措置を取る。

K Y活動や声かけ等

5-12 危険予知活動

① チームで行う危険予知活動

作業前の「危険予知」活動は、危険のK、予知のYと頭文字を取ってK Y活動と呼ばれる。その日の現場や作業の中で予知される、不安全な状態や不安全な行動(危険要因)を、当日の作業前に作業者同士で出し合い、事前に対策を立てて労働災害を防止する全員参加の安全活動である。

② 個人や対面で行う危険予知活動

① 一人K Y

木造建築の現場では、作業者が一人作業を行うことも少なくない。そのような場合には、自問自答形式の「一人K Yカード」を使いながら、危険の見落としが無いかを作業者自身が確認して安全対策を施す。

② 健康問いかけK Y

作業者の健康に関しては、健康観察で違和感を感じたら、問いかけK Yを行い異常がないかを確認していこう。